

# 第7次富士吉田市総合計画策定支援業務に係るプロポーザル評価基準

プロポーザル審査は、事業者からの企画提案書・見積書等の関係書類について、以下の評価基準に基づき実施する。

評価点の満点は 100 点とする。

(評価基準点・非常に優秀：10 点・優秀：8 点・普通：6 点・やや劣る：4 点・劣る：2 点)

## 評価内容

### 1. 企画提案書に対する評価

- ① 提案書の内容において基本的な考え方、内容が的確であるか
- ② 業務工程において効率性・具体性がありリスク管理がなされているか  
また、業務の充実化及び円滑化が望めるか
- ③ 現行計画を踏まえた調査分析の手法が妥当であり、世界情勢、国、県等の動向を踏まえた提案と、地域特性・地域課題に対する理解と分析は十分か
- ④ 国・県の上位計画・関連計画など個別計画との整合性に対する理解と分析は十分か
- ⑤ 事業者の強みを活かした、独自性・創造性のある取組提案内容のほか、意欲、姿勢があるか
- ⑥ 市民等への意向把握手法における調査の設計・分析手法、アンケート回収率向上の工夫は十分か (×乗数 0.5)
- ⑦ 提案書の内容において計画書の構成、図表、デザイン等が分かりやすく工夫されており、説得力があるか (×乗数 0.5)

### 2. 業務実施体制及び実績に対する評価

- ① 業務実施体制・支援体制において資料作成や意見整理など、円滑な業務と運営支援の充実度が期待できるか
- ② 担当者の技能において事業を的確に遂行する専門性のある人材の配置が期待できるか
- ③ 他自治体等において本業務に類する業務実績があるか、また、その実績は良好か

### 3. 提案価格に対する妥当性に対する評価

- ① 提案された業務内容と見積内容は妥当か

上記、11 項目について審査を行い、各項目 10 点を配点 (ただし、1 - ⑥、⑦は、各 5 点) とし、合計 100 点満点で評価を行う。